

被扶養者・任意継続組合員の皆様へ

平成27年度分の**特定健康診査受診券**を送付します 有効期限は**平成28年3月31日**までとなります

受診券はご自宅に送付します

6月下旬送付予定

共済組合では、40歳以上75歳未満の方を対象に、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした特定健康診査(特定健診)を実施しています。

メタボリックシンドロームは自覚症状がなく、そのまま放置しておくとなら生活習慣病を引き起こす原因になりますので、早期による発見・予防が必要です。

ご自身の健康状態を把握しておくためにも、一年に一度は必ず特定健診を受診しましょう。

特定健診受診に関する Q&A

Q1 特定健診は、どこで受診できますか？

共済組合が発行する「特定健康診査受診券」が使用できる医療機関なら全国どこの医療機関でも受診できます。なお、受診できる医療機関については、希望する医療機関または共済組合福祉課にお問い合わせいただくか、共済組合のホームページでご確認ください。

Q2 特定健診の検査項目について教えてください。

基本検査項目は次のとおりです。

身体測定(身長・体重・腹囲・肥満度)、血圧測定(収縮期血圧・拡張期血圧)
血中脂質検査(中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール)
肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)、血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)
尿検査(尿糖・尿蛋白)、問診(服薬歴・喫煙習慣等)

なお、一定の基準に基づき、医師が判断した場合に実施する検査項目は次のとおりです。

心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値)

Q3 健診費用について教えてください。

健診費用は、共済組合で全額負担しますので自己負担はありません。

Q4 受診する場合、予約は必要ですか？

受診の際は、必ず希望する医療機関へ予約したうえで受診してください。

Q5 人間ドックを受検する予定ですが、特定健診も受診する必要はありますか？

人間ドックまたは併診ドックを受検した場合は、特定健診の受診があったものとみなしますので、特定健診は受診する必要はありません。

Q6 「特定健康診査受診券」の送付対象者を教えてください。

送付対象者は、4月1日現在の在職中の組合員の被扶養者及び任意継続組合員とその被扶養者となります。なお、在職中の組合員は、事業主健診の健診データの提供をもって特定健診に替えることから受診券はありません。

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305